

役員報酬規程 (評議員及び評議員選任・解任委員を含む)

社会福祉法人 鶴鳴会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴鳴会（以下「法人」という。）定款8条の規定に基づく評議員の報酬、第21条の規定に基づく役員（理事及び監事）の報酬及び評議員選任・解任委員の報酬について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

(実費支弁)

第3条 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席する場合は、実費として1回につき10,000円を支給することができる。

- 2 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。
- 3 役員の出張については、出張旅費規程により支給する。
- 4 行事（運動会・生活発表会等）に出席する場合は、3,000円を支給することができる。

(改正)

第4条 この規程の改廃は、評議員会、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成29年6月26日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。